

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～（案）【概要】

- ✓ 令和元年法改正により新たな一貫教育制度(いわゆる「3+2」)と在学中受験導入(R4年度に初めて法曹コース生が法科大学院進学。令和5年度に在学中受験開始)。また、当委員会前期(R元~2)の法学未修者教育に係る提言を受け、各法科大学院で取組を推進。
- ✓ 今期(R3~4)は、法科大学院を取り巻く諸課題について議論、ヒアリングを行い、改善の提案や好事例を整理。

1. 新たな一貫教育制度（いわゆる「3+2」）について

- ◆ 各法科大学院・法曹コースによる取組状況の把握・共有に引き続き努め、新たな一貫教育制度の着実な実施を推進。
- ◆ 期間の短縮により、プロセスによる法曹養成制度の中核をなす法科大学院の趣旨や特色が失われることのないよう留意。
- ◆ 時間的・経済的負担の軽減以外の多様な意義・可能性についても強調（法科大学院のない大学や地域に法曹コースが置かれることによる法曹養成推進など）
- ◆ 法曹コースの質の確保・向上のため、法科大学院による実態把握・評価、法曹コースを置く法学部による進学実績等の情報公開、自己点検評価等による不断の改善・充実、文部科学省による実施状況の把握が必要。他方、政策的な評価は、短期的な数字だけでなく、中長期的に動向を把握・分析すべき。
- ◆ 法曹コースや修学支援制度について、高校生、法学部生等に対する積極的な広報が必要。

2. 法科大学院等における教育の充実について

（1）ICTの活用の推進

- ◆ ICTの活用は教育の充実や補助教員の確保に有効であり、対面授業を大切にしつつも、ICTの活用に向けた創意工夫は今後も重要。
 - ・活用改善に向けた取組：オンライン授業の改善点を学生より聴取、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の中でオンライン授業の工夫を共有
 - ・活用の広がり：予復習のための補助教材の提供など講義以外での活用、遠方の法曹や研究者の講演をオンラインで聴く機会の提供など

（2）在学中受験に向けた教育課程の工夫

- ◆ 各法科大学院において、令和5年度から実施される在学中受験に向け、様々な教育課程の工夫を実施。
 - （例：司法試験前に試験科目を一通り履修できるカリキュラム編成、試験後に法律実務基礎科目や展開・先端科目等の積極的な履修を推奨）
- ◆ 文部科学省や法科大学院協会は、在学中受験をするか否か、また、その合否にかかわらず、全ての学生に「プロセスとしての法曹養成」の趣旨を踏まえた教育がなされるよう、各法科大学院における検討・改善の状況を引き続き把握・共有することが必要。

（3）司法修習との連携

- ◆ プロセスとしての法曹養成を充実する観点から、その中核を担う法科大学院と司法研修所の連携は重要。在学中受験に合格した場合には、法科大学院修了後直ちに司法修習に進むことが可能となる中、その重要性は一層高まっている。近時、法科大学院教員による司法修習のオンライン傍聴など、連携の取組が強化されたことにより、法科大学院教育をどのように行うべきか、様々な気づきが得られている（裁判手続等の修得水準、実務を意識した題材選定の重要性など）。
- ◆ 小規模校や研究者教員などを含む参加者の増加、全国の法科大学院への得られた成果の共有などが今後の課題。
- ◆ 法科大学院の授業を司法研修所の教官が視聴して意見交換を行うなど、双方の連携を通じた、両者の教育の更なる充実を期待。

3. 法学未修者教育の更なる充実について

(1) 調査研究：法学未修者教育を主題とした前期の議論のまとめを受け、調査研究を実施。

- ①法律基本科目に係る授業等の在り方：「アクティブ・ラーニング」、「スマールステップ」（どの段階で何をどの程度深く教えるか）の視点の有用性
- ②入学前の導入的教育手法：短編の動画教材の併用による複数のコンテンツ作成の有用性（多様な視聴者に対応したテーマ・難易度設定が可能）
- ③補助教員の組織的・機能的な活用：法科大学院間の活用事例の共有・議論の場、法科大学院を越えた補助教員間ネットワーク構築の重要性

(2) 社会人学生に対する教育

- ◆ 多様なバックグラウンドを有する法曹養成のため、社会人経験のある学生に対する支援は極めて重要（特に有職社会人は学修時間の確保が課題）
取組例：オンライン方式やオンデマンド方式による遠隔授業の活用、レポートや小テストなどを含む科目特性に応じた様々な形式での成績評価、長期履修制度の柔軟な運用、履修証明プログラムや科目等履修による入学前の単位修得の推進

(3) 共通到達度確認試験：法科大学院で進級判定にとどまらず広く利用され、学生にも全国的な到達度の把握に活用されていることから、継続的な実施が必要。

(4) その他：「3 + 2」や在学中受験が始まる中、法学未修者の状況については引き続き注視し、必要なサポートの在り方を検討。

4. 複数の法科大学院の連携について

- ◆ 個々の法科大学院では予算、時間、人的資源などに限りがあるため、法科大学院間の連携・協働による教育水準の向上が重要。
取組例：共同開講科目の配置、法律実務基礎科目の連携、合同 FD、両校の学生による合同自主ゼミの企画・実施、単位互換制度の活用など

5. 地域の自治体や法曹界、産業界との連携について

- ◆ 法科大学院教育の成果を還元することにより、地域や社会に貢献する魅力ある法科大学院として存在意義を高めていくことが必要。
自治体との連携の例：行政や権利擁護の実務に関する研究会の開催、自治体との連携協定による修了生の弁護士を派遣
法曹界との連携の例：弁護士会による授業参観、修了生の弁護士による近隣地域の大学生・高校生向け講演会の開催
産業界との連携の例：経済団体との連携により地域の企業法務のニーズを把握し、法科大学院から地元企業に組織内弁護士や法務担当者を輩出
地元企業の法務担当者向けに法務の基礎や英文契約などの研修を実施

6. 法科大学院等の魅力や特色の積極的な発信について

- ◆ 法曹志望者の増加に向け、各法科大学院と関係者が連携して、法科大学院教育の意義や法曹の仕事の魅力を引き続き発信する必要。
 - ・司法試験合格率向上の事実を丁寧に説明（令和4年司法試験では、累積合格率が修了後1年目で5割、3年目には7割に到達）
 - ・他方で、法科大学院の意義は、司法試験合格にとどまらず、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野で活躍する法曹の養成であり、これに向けた各種取組・創意工夫について、継続的に収集・共有・発信が必要（法律実務基礎科目や展開・先端科目における取組、留学・海外派遣に係るプログラムの提供、社会人を含む法学未修者への支援、地域の自治体、法曹界、産業界との連携など）
- ◆ 修了後の多様な進路について、丁寧な説明が必要（企業、自治体、福祉施設、学校、研究者など、法曹資格の有無にかかわらず、活躍の場は拡大）
- ◆ 法学部以外の学部学生や高校生等に対しても発信が必要。その際、修了生や現役の法科大学院、法曹コースの学生が携わることが有効。